

# 現況届の提出を忘れずに

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと手当を受けられなくなることがあります。

### 提出期間

児童扶養手当 8月1日(金)～8月29日(金)  
特別児童扶養手当 8月11日(月)～9月11日(木)

### ＜児童扶養手当＞

父母の離婚などにより、父親の養育を受けることができない18歳までの児童(障害児は20歳未満)を養育している母子家庭などの生活の安定と自立を助け、

児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

#### ◎受給資格

次の条件のいずれかに該当する場合、申請により手

## 児童扶養手当支給額

母と子ども1人世帯の場合

所得金額(年額)	支給金額(月額)
57万円未満	【全部支給】 41,710円
57万円以上 230万円未満	【一部支給】 41,710円から 9,850円まで 所得に応じて支給

※第2子は月額5,000円、第3子以降は、1人につき月額3,000円が加算

所得による支給額の例(母と子供1人の場合)

所得額(年額)	手当額(月額)
57万円	41,710円
100万円	33,790円
130万円	28,270円
220万円	11,690円

当てが支給されます。

① 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童

② 父が死亡した児童

③ 父に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童

④ 父の生死が明らかでない、または、父が引き続き1年以上行方不明・拘禁されている児童

⑤ 母が婚姻によらないで出産した児童

⑥ 生まれたときの事情等がわからない児童

※①～⑥に該当する場合でも、日本国内に住所がないとき、労災や公的年金を受けられることができるとき、所得が一定額以上あるときなどは、手当てが支給されない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

#### ◆問い合わせ

福祉課社会福祉班  
☎ 1257

### ＜特別児童扶養手当＞

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、

その生活に役立つことを目的として、児童を養育する方に支給される手当てです。

#### ◎受給資格

特別児童扶養手当等の支給に関する「障害等級表」に該当する障害のある児童(20歳未満)を養育されている方。なお、次に該当する方は支給されません。

① 日本国内に住所がない方

② 障害を事由とする年金を受給している方

③ 一定額以上の所得がある方

④ 施設などに入所している方

## 特別児童扶養手当支給額

児童1人あたり月額

1級(重度障害児)	50,750円
2級(中程度障害児)	33,800円

詳しくは、お問い合わせください。

#### ◆問い合わせ

福祉課障害福祉班  
☎ 1257

## ひとり親家庭等医療費等助成・施設使用料の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に、医療費等の助成や施設利用料の減免を行っています。(児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)

◎医療費助成 医療機関等で支払った自己負担額から、一部負担額を差引いた額(事前申請が必要で、一定の所得制限があります)

・持参品 印鑑・保険証・保護者の預金通帳(郵便局以外)

◎施設使用料の減免 対象施設の個人使用料の一部

・対象施設 光B&G海洋センタープール・光しおさい公園テニスコート・ふれあい坂田池公園テニスコート・ふれあい坂田池公園陸上競技場

・減免額 通常料金の1/2

・持参品 印鑑・保険証

◆申請・問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257